

第 5465 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月12日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

👉 贈与税の配偶者控除の改正

Q：贈与税の配偶者控除の取扱いが改正になったそうですが、どのようになったのですか？

A：添付書類が見直されました。

【解説】

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

この特例の適用を受けるには、一定の書類を添付して贈与税の申告をしなければなりません。今回の改正では、居住用不動産の登記事項証明書に代えて居住用不動産を取得したことを証する書類(贈与契約書等)を添付すればよいこととされました。

その他の添付書類は、次のとおりです。

- ①財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
- ②財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
- ③その居住用不動産に住んだ日以後に作成された住民票の写し(戸籍の附票の写しに記載されている住所が居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しの添付は不要)

※金銭ではなく居住用不動産の贈与を受けた場合には、その居住用不動産を評価するための書類(固定資産評価証明書など)が必要となります。

